

# 平成 26 年第 3 回県議会定例会 (9 月提案分)

## 提出予定議案の概要

	ページ
I 平成 26 年度 9 月補正予算案	
1 歳入・歳出補正予算案の概要……………	1
2 補正予算案の主な内容……………	1
3 補正予算案 関係資料……………	4
II 平成 26 年第 3 回県議会定例会 (9 月提案分) 条例案等	
1 提出予定議案の概要……………	8
2 各条例案等の概要……………	8
3 条例案等 関係資料……………	11



# I 平成 26 年度 9 月補正予算案

6 月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、政策課題に喫緊に対応する必要がある事業について、国の交付金を原資とした基金などを活用し、補正予算措置を講ずる。

## 1 歳入・歳出補正予算案の概要

### (1) 会計別予算額

(単位：百万円、%)

会計別	前回までの累計額	9月補正予算額	9月現計予算額	26年度9現／25年度9現
一般会計	1,866,600	601	1,867,201	104.9
特別会計	1,177,358	710	1,178,068	108.2
企業会計	122,668	—	122,668	106.4
計	3,166,627	1,311	3,167,938	106.2

(注) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

### (2) 一般会計の財源内訳

(単位：百万円)

款別	前回までの累計額	9月補正予算額	9月現計予算額
繰入金	49,619	294	49,914
繰越金	17	306	323
その他	1,816,963	—	1,816,963
計	1,866,600	601	1,867,201

(注) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

## 2 補正予算案の主な内容

### (1) いのちを守る施策の充実

#### ㊦ 危険ドラッグ緊急対策推進費 (P 4 参照) 4,877 万円

危険ドラッグなど薬物の乱用から県民の健康と安全を守るため、普及啓発の充実とともに、高精度検査機器を整備し検査体制を強化する。

[保健福祉局生活衛生部薬務課 TEL 045-210-4960]

#### ○ 障害福祉施設消防用設備整備費補助 (社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金活用事業) (P 5 参照)

2 億 9,508 万円

障害福祉施設における防災対策を推進するため、障害者グループホーム等が実施するスプリンクラーの整備に対して助成する。

[保健福祉局福祉部障害サービス課 TEL 045-210-4702]

○ **地域自殺対策強化モデル事業費（地域自殺対策緊急強化基金活用事業）** **750万円**

若年層の自殺予防を図るため、手軽にアクセスできるスマートフォン用のホームページを開設し、相談窓口の紹介やメンタルヘルスに関する情報提供等を行うとともに、鉄道における自殺者の減少を図るため、自殺防止に効果があるとされる機器(青色照明)を設置する鉄道事業者に対して助成する。

[保健福祉局保健医療部保健予防課 TEL 045-210-4772]

○ **地域医療再生計画の推進（地域医療再生臨時特例基金活用事業）**

・ **医師確保事業費** **331万円**

平成 27 年度に設置予定の地域医療支援センターの事業を効果的に展開するため、県内医療機関の医師不足の状況を調査するとともに、県内医療機関への再就業をコーディネートするための経費に対して助成する。

[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

・ **在宅歯科医療推進事業費補助** **200万円**

在宅歯科医療を支える人材を育成するため、県歯科医師会が行う研修経費に対して助成する。

[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

・ **休日夜間急患診療所運営体制確保事業費補助** **1,125万円**

年度後半に需要が増える初期救急医療の体制を確保するため、休日夜間急患診療所の診療時間延長や電話相談対応の経費に対して助成する。

[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

・ **災害医療救護体制強化事業費補助** **376万円**

大規模災害発生時に医療救護活動を行う医療チーム（JMAT）を養成するため、県医師会が行う研修経費等に対して助成する。

[保健福祉局保健医療部健康危機管理課 TEL 045-210-4790]

○ **総合リハビリテーションセンター整備工事費（P 6 参照）** **－万円**

※9月補正予算での計上はなし

**【継続費変更】 151億8,300万円 [平成25年度～平成30年度]**

**※変更前 112億500万円 [平成25年度～平成29年度]**

神奈川県総合リハビリテーションセンター（厚木市）の整備工事について、平成 26 年 3 月に入札が不調となったため、既設定の継続費を変更する。

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

## (2) 地域経済のエンジンを回す施策の充実

- (公財)神奈川科学技術アカデミー補助金 (P7参照) 2,035万円  
(公財)神奈川科学技術アカデミーが行う、再生医療による輸血用血小板作製の実用化に向けた画期的な研究事業に対して助成し、県内企業への技術移転を目指す。  
[政策局政策部科学技術・大学連携課 TEL 045-210-3070]
- 小規模企業者等設備導入資金貸付金 (中小企業資金会計) 7億1,000万円  
(一般会計からの繰入金 1億7,699万円)  
小規模企業者等が設備を導入するための資金貸付と設備貸与について、申込みが当初の見込みを上回り、事業費が不足していることから、貸付枠を拡大する。  
[産業労働局産業・観光部金融課 TEL 045-210-5670]

## (3) その他

- 伊勢原射撃場改修工事費 3,200万円
- |             |     |                   |
|-------------|-----|-------------------|
| 【債務負担行為の設定】 | 期 間 | 平成 26 年度～平成 27 年度 |
|             | 限度額 | 1 億 7,200 万円      |
- 伊勢原射撃場について、全国規模のクレー射撃大会の競技会場としての機能を整備するための改修等を行う。  
[教育局生涯学習部スポーツ課 TEL 045-210-8370]
- 指定管理費 - 万円  
※9月補正予算での計上はなし
- |             |     |               |
|-------------|-----|---------------|
| 【債務負担行為の設定】 | 限度額 | 39 億 9,717 万円 |
|-------------|-----|---------------|
- 県が管理する次の施設について、指定管理者に対して指定管理料を支払うため、債務負担行為を設定する。
- ・津久井やまゆり園  
期 間 平成 26 年度～平成 36 年度  
限度額 37 億 4,024 万円  
[保健福祉局福祉部障害サービス課 TEL 045-210-4702]
  - ・相模湖公園  
期 間 平成 26 年度～平成 31 年度  
限度額 1 億 8,650 万円  
[県土整備局都市部都市公園課 TEL 045-210-6220]
  - ・相模湖漕艇場  
期 間 平成 26 年度～平成 31 年度  
限度額 7,043 万円  
[教育局生涯学習部スポーツ課 TEL 045-210-8370]

### 3 補正予算案 関係資料

## 新 危険ドラッグ緊急対策推進費

#### 1 目的

危険ドラッグを使用した者が、意識障害による救急搬送や交通事故等を引き起こす事例が急増している。

そこで、危険ドラッグなど薬物の乱用から県民の健康と安全を守るため、普及啓発の充実とともに、高精度検査機器を整備し検査体制を強化する。

2 補正予算額 4,877万円

#### 3 事業内容

項目	内容	予算額
普及啓発の充実	危険ドラッグの危険性の教育・普及啓発を充実するため、啓発用の動画やDVDを作成する。  (啓発動画の放映場所) ・駅前大型スクリーン ・映画館 ・自動車教習所待合室 など	902万円
高精度検査機器の整備	危険ドラッグの検査を迅速に実施できるよう、高精度検査機器を整備する。  (整備機器) ・高性能ガスクロマトグラフ ・高速液体クロマトグラフ  (整備場所) ・衛生研究所(茅ヶ崎市)	3,849万円
検査の拡充	危険ドラッグの販売者への指導体制を強化するため、試買・検査を拡充する。 (30検体⇒60検体)	125万円

問い合わせ先

保健福祉局生活衛生部薬務課 課長 廣武 電話 045-210-4960

# 障害福祉施設消防用設備整備費補助

## 1 目的

障害福祉施設における防災対策を推進するため、障害者グループホーム等が実施するスプリンクラーの整備に対して助成する。

2 補正予算額 2億9,508万円

## 3 事業内容

### (1) 補助対象

スプリンクラーが設置されていないグループホーム及び短期入所事業所で、障害支援区分4以上の者が利用する施設

補助対象	基準額	対象経費	補助率
スプリンクラー設備	<u>1㎡当たり：基準単価 1万8千円</u> ○消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 <u>1施設当たり 300万円加算</u>	整備のために必要な工事費又は工事請負費	県所管分 3/4 政令市・中核市所管分 ※ 1/2

※政令市・中核市が1/4を上乗せして補助。

<参考>グループホーム及び短期入所事業所のスプリンクラー設置義務について

【消防法令】改正前	改正後(平成27年4月～)
延べ面積275㎡以上のもの	原則として全ての施設(面積要件なし) ※既存施設は、平成30年3月31日まで経過措置あり

※ 介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの(障害支援区分4以上の者が概ね8割以上)に限る。

### (2) 補助箇所数

	県所管分	政令市・中核市所管分
グループホーム	18施設	84施設
短期入所事業所	4施設	8施設

問い合わせ先

保健福祉局福祉部障害サービス課 課長 山崎 電話 045-210-4702

# 総合リハビリテーションセンター整備工事費

## 1 目的

神奈川県総合リハビリテーションセンター（厚木市）の整備工事について、平成26年3月に入札が不調となったため、既設定の継続費を変更する。

2 継続費変更 151億8,300万円[平成25年度～平成30年度]  
(39億7,800万円の増)

※変更前 112億 500万円[平成25年度～平成29年度]

(変更内容) 最近の建設価格の上昇傾向を反映させた工事費に変更するとともに、工期の見直しを行う。

## 3 再整備スケジュール

入札不調による着工の遅れなどにより、新福祉棟の運営開始を平成28年6月、新病院棟の運営開始を平成29年12月に変更し、整備工事全体の工期を平成30年度までとする。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
工程	各種申請 準備工事	[病院] [福祉施設] ・建設工事	[病院] ・建設工事 [福祉施設] ・竣工	[病院] ・建設工事 [福祉施設] ・移転 ☆新福祉棟 運営開始 (H28.6月)	[病院] ・竣工 ・移転 ☆新病院棟 運営開始 (H29.12月) 除却工事	除却工事 外構工事等

### 【参考 再整備後の施設・定員規模】

区分	病院			福祉施設		
	神奈川リハビリテーション病院		計	新福祉棟		計
	新病院棟	新館		知的障害	身体障害	
定員	200床	80床	280床	60人	50人	150人
面積 (㎡)	19,466	8,653	28,119	7,356		7,356

施設概要 新病院棟：鉄骨鉄筋コンクリート造、地上5階地下1階  
新福祉棟：鉄筋コンクリート造、地上3階

問い合わせ先

保健福祉局保健医療部県立病院課 課長 橋本 電話 045-210-5040

## (公財) 神奈川科学技術アカデミー補助金 (輸血用血小板作製研究の推進)

### 1 目的

輸血用血小板は全て献血に依存し、保存期間が4日間と非常に短いことから、医療現場において血小板の安定供給が課題となっており、今後、血小板不足の深刻化が予測されている。

そこで、将来危惧される輸血用血小板不足の解決や本県が目指している再生医療の発展に寄与するため、(公財)神奈川科学技術アカデミー(KAST)が行う輸血用血小板作製の実用化に向けた画期的な研究事業に対して助成し、県内企業への技術移転を目指す。

### 2 補正予算額 2,035万円

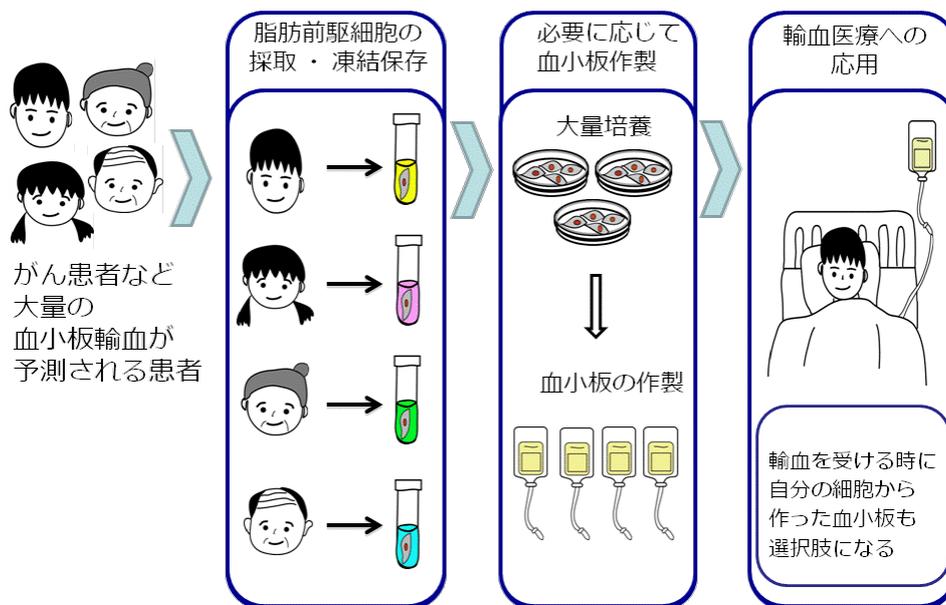
### 3 事業内容

テーマ	輸血用血小板作製研究
研究期間	平成26年度～平成29年度
研究内容	<p>脂肪前駆細胞*から、iPS細胞のような遺伝子導入を行わず、短時間で大量に血小板を作製するための技術を開発する。</p> <p>また、個別に血小板の機能を評価できれば、まだ利用可能な血小板については、保存期間を延長できる可能性があるため、併せて血小板の機能を評価する技術を開発する。</p>

#### ※ 脂肪前駆細胞

幹細胞(同じ種類や他の種類の細胞に分化する能力を持つ細胞)から脂肪細胞に分化する途中の段階にある細胞

〈イメージ図〉



問い合わせ先

政策局政策部科学技術・大学連携課 課長 早川 電話 045-210-3070

## Ⅱ 平成 26 年第 3 回県議会定例会（9 月提案分）条例案等

### 1 提出予定議案の概要

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 改 正	9 件
工事請負契約の締結	2 件
指定管理者の指定	2 件
そ の 他	6 件
計	20 件

### 2 各条例案等の概要

#### 【条例の制定】

- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
(P11 参照)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の認可事務が、新たに都道府県知事の事務となることから、認可基準を定める条例を制定する。

[県民局次世代育成部次世代育成課 TEL 045-210-4662]

#### 【条例の改正】

- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（P12 参照）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定事務を横浜市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて、対象事務の追加等をするため、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3161]

- 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置目的に新たな目的を追加するなど、所要の改正を行う。

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、県の機関等が保有する特定個人情報ファイルの取扱いについて、県の機関等の諮問に応じて神奈川県情報公開・個人情報保護審議会が調査審議し、報告又は意見すること。
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の認可等について、知事の諮問に応じて神奈川県子ども・子育て会議が調査審議し、報告又は意見すること。

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

- 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

薬事法の一部改正に伴い、再生医療等製品製造販売業の許可申請手数料を新設するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2250]

○ **収入証紙に関する条例の一部を改正する条例**

薬事法の一部改正による神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、再生医療等製品販売業の許可申請手数料（動物用）を新設するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課 TEL 045-210-2250]

○ **地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（1法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課 TEL 045-210-3700]

○ **認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に関する規定を削除するなど、所要の改正を行う。

[県民局次世代育成部次世代育成課 TEL 045-210-4662]

○ **神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例**

国の子ども・子育て支援施策の制度改正により、安心こども基金で実施する事業の期限が延長されたため、条例の有効期限を延長するなど、所要の改正を行う。

[県民局次世代育成部次世代育成課 TEL 045-210-4660]

○ **児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

厚生労働省令の一部改正に伴い、施設の目的及び運営方針などの重要事項を保育所の規程に定めることとするとともに、保育所の自己評価の実施を義務付けるなど、所要の改正を行う。

[県民局次世代育成部次世代育成課 TEL 045-210-4660]

○ **神奈川県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、あらかじめ審議会等の合議制の機関の意見を聴かなければならないこととされたため、幼保連携型認定こども園認可専門部会を設置するなど、所要の改正を行う。

[県民局次世代育成部次世代育成課 TEL 045-210-4662]

**【工事請負契約の締結】**

	名 称	工事の場所	工事請負金額
①	地方港湾真鶴港沖防波堤整備 (No. 8ケーソン製作・据付) 工事 (その1) 請負契約	足柄下郡真鶴町真鶴地先	5億6,485万3,132円
②	商工高校新築工事 (建築) 請負契約	横浜市保土ヶ谷区今井町地内	17億5,078万8,000円

①[県土整備局河川下水道部砂防海岸課 TEL 045-210-6500]

②[教育局行政部まなびや計画推進課 TEL 045-210-8061]

**【工事委託協定の変更】**

○ **神奈川県総合リハビリテーションセンター整備工事委託協定**

既設定の継続費の変更に伴い、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団と締結している整備工事委託協定を変更する。

工事の場所 厚木市七沢地内

工事委託協定金額 変更後 151億6,230万円（協定期間 平成25年度～平成30年度）

変更前 108億7,870万円（協定期間 平成25年度～平成29年度）

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

**【動産の取得】**

品目	数量	契約者名	契約金額
リレンザ備蓄用	139,700箱	グラクソ・スミスクライン株式会社 代表取締役社長フィリップ・フォシェ	3億5,304万9,840円

[保健福祉局保健医療部健康危機管理課 TEL 045-210-4790]

**【指定管理者の指定】**

施設の名称	指定管理者候補		指定期間
	名称	主たる事務所の所在地	
① 津久井やまゆり園	社会福祉法人かながわ 共同会	秦野市南矢名三丁目2 番1号	H27.4.1～H37.3.31
② 相模湖公園 相模湖漕艇場	一般社団法人相模湖観 光協会・特定非営利活動 法人神奈川県ボート協 会グループ	相模原市緑区与瀬1183 番地	H27.4.1～H32.3.31

①[保健福祉局福祉部障害サービス課 TEL 045-210-4702]

②[県土整備局都市部都市公園課 TEL 045-210-6220]

[教育局生涯学習部スポーツ課 TEL 045-210-8370]

**【その他】**

○ **債権の放棄について**

神奈川県中小企業設備近代化資金貸付金等の2債権を放棄する。

① 神奈川県中小企業設備近代化資金貸付金（1債権 312,000円）

② 神奈川県中小企業設備近代化資金貸付金返納に係る違約金（1債権 77,098円）

[産業労働局産業・観光部金融課 TEL 045-210-5670]

○ **訴訟の提起について**

**県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求訴訟**

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6533]

○ **損害賠償の額の決定について**

相模原市緑区下九沢地内における給水管漏水を原因とする路面凍結により歩行者が転倒した事故について、相手方と示談が成立したことから、損害賠償の額の決定をしたいので、神奈川県公営企業の設置等に関する条例第7条の規定により提案する。

[企業庁企業局水道部水道施設課 TEL 045-210-7270]

○ **平成25年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県病院事業決算の認定について**

地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定を受けようとするもの。

[企業庁企業局財務部財務課 TEL 045-210-7030]

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

### 3 条例案等 関係資料

#### 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要

##### (1) 目的

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、新たに「認可」対象となった幼保連携型認定こども園(※)に関する認可基準について、条例を制定する。

##### (2) 内容

幼保連携型認定こども園の学級の認可基準について、省令で示された基準に基づき、次のとおり定める。

###### ア 学級の編制に関する基準

- ・一学級の人数
- ・学級編制年齢

###### イ 職員に関する基準

- ・職員配置等

###### ウ 設備に関する基準

- ・備えるべき設備
- ・居室面積等

###### エ 運営に関する基準

- ・教育及び保育を行う期間及び時間、食事の提供等

##### (3) 施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

##### (4) 経過措置

既存の幼保連携型認定こども園等から、新制度の幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため経過措置を定める。

#### ※ 幼保連携型認定こども園

幼児期の学校教育と乳幼児を対象とした保育を一体的に提供する施設。

新制度では、児童福祉法上の保育所と教育基本法上の学校の位置づけを持つ単一の認可施設となる。

#### 問い合わせ先

県民局次世代育成部次世代育成課

子ども・子育て支援制度準備担当課長 榊原 電話 045-210-4662

子ども・子育て支援制度準備グループ 小泉 電話 045-210-4687

## 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案の概要

### (1) 目的

知事の権限に属する「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定事務」を横浜市へ移譲するなど、所要の改正を行う。

### (2) 内容

#### ア 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定事務の移譲

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく「幼保連携型認定こども園」の認可事務が、平成27年4月から法により指定都市及び中核市へ移譲される予定であるが、これに併せて、知事の権限に属する「幼保連携型以外の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）」の認定事務を、本県独自に横浜市へ移譲する。

認定こども園の類型		認可（認定）権者
幼保連携型認定こども園		県・指定都市・中核市
幼保連携型 以外の認定 こども園	幼稚園型	県
	保育所型	
	地方裁量型	



#### イ 薬事法の一部改正に伴う改正

- (ア) 法律の名称を、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。
- (イ) 新たに知事の権限とされた「再生医療等製品の販売業の許可等の事務」を、すでに関連する事務の移譲を受けている横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市へ移譲する。

### (3) 施行期日

- ア (2)アについては、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日
- イ (2)イ(ア)については、平成26年11月25日
- (2)イ(イ)については、平成27年1月1日

問い合わせ先			
(事務処理の特例に関する条例について)			
政策局自治振興部市町村課	副課長	斎藤	電話 045-210-3161
	調整グループ	柏木	電話 045-210-3166
(認定こども園の認定事務について)			
県民局次世代育成部次世代育成課			
	子ども・子育て支援制度準備担当課長	榊原	電話 045-210-4662
	子ども・子育て支援制度準備グループ	小泉	電話 045-210-4687
(再生医療等製品の販売業の許可等の事務について)			
保健福祉局生活衛生部薬務課	課長	廣武	電話 045-210-4960
	薬事指導グループ	高柳	電話 045-210-4967